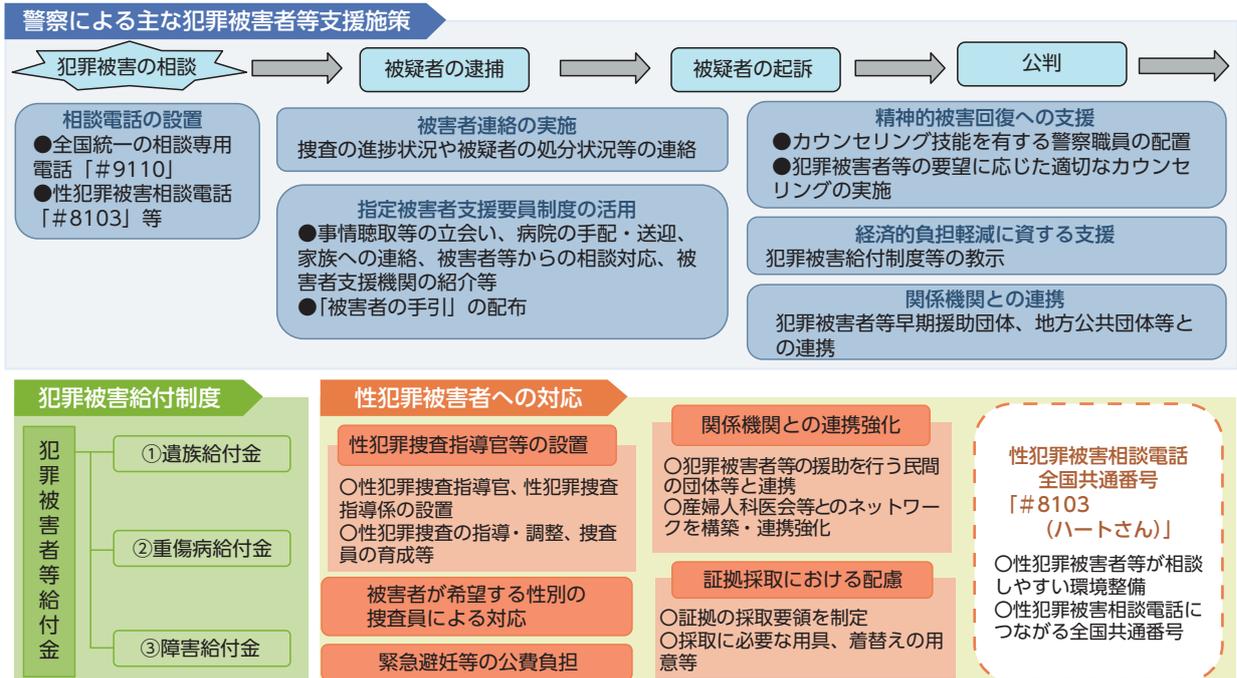


## 第4章 施策調査及び被害者支援の実情

### 第1節 警察

本節では、警察における被害者等に配慮した各種施策等について紹介する。なお、この章において「被害者等」とは、特に断りがない限り、犯罪被害者等基本法2条2項の規定する「犯罪被害者等」、すなわち犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

本節の内容は、令和6年版警察白書、令和5年版犯罪被害者白書、警察庁作成「警察による犯罪被害者等支援 令和6年版」及び「犯罪被害給付制度のご案内 令和6年8月版」によるほか、警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課からの聞き取り調査によるものである。



#### 1 警察における被害者等に配慮した制度

##### (1) 指定被害者支援要員制度

都道府県警察は、各種被害者等支援活動を推進する指定被害者支援要員制度を導入している。指定被害者支援要員は、専門的な被害者等支援が必要とされる事案が発生したときに、その発生直後から

被害者等に対する支援活動を行うために、あらかじめ指定された警察職員であり、事情聴取等の立会い、病院の手配・送迎、家族への連絡、被害者等からの相談対応、被害者支援機関の紹介、刑事手続の概要や被害者等が利用できる制度等について分かりやすく記載したパンフレットである「被害者の手引」の配布等の各種被害者等支援活動を行っている。

## (2) カウンセリング体制

犯罪により大きな精神的被害を受けた被害者等に対しては、心理学的立場から専門的なカウンセリングが必要となることがある。都道府県警察は、被害者等の精神的被害を軽減させるため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携、被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度等により、被害者等のための相談・カウンセリング体制を整備している。

## (3) 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給する制度である（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）1条）。同給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として給付金が支給される。性犯罪被害により、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度のPTSD等の精神疾患を負った場合には、重傷病給付金が支給され得る。

犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする被害者等は、その住所地を管轄する都道府県公安委員会に対し支給裁定申請書を提出することができる。これに対し、都道府県公安委員会は、支給に係る法定要件及び傷病・障害等に関する医師の診断や休業日数、被害者の収入等の犯罪被害に関する事実関係等を調査し、犯罪被害者等給付金を支給するか否か、また、支給する場合にはその額について裁定を行っている。

## 2 警察における被害者等施策推進のための取組

警察における被害者等支援のうち、性犯罪被害者への対応に係るものについて取り上げる。

### (1) 性犯罪捜査指導官

都道府県警察では、警察本部に性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係を設置し、性犯罪捜査の指導・調整、発生状況の集約、性犯罪捜査に関する知見を有する捜査員の育成等を行っている。

### (2) 証拠採取における配慮

性犯罪被害を受けた場合、その証拠となるものが被害者の身体や衣服に残されていることが多く、その痕跡が失われないよう、被害直後に証拠の採取や衣類の提出が必要となることがある。

しかし、被害直後のショックや羞恥心から、これを負担に感じる被害者も少なくないことから、各都道府県警察では、そのような負担を掛けずに採取を行えるよう、採取要領を定めているほか、採取に必要な用具、被害者の衣類を預かる際の着替え等を整備している。

### (3) 緊急避妊等の公費負担制度

都道府県警察は、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費（初診料、診断書料、性感染症等の検査費用、人工妊娠中絶費用を含む。）に係る公費負担制度を運用し、犯罪被害の潜在化防止を図るとともに、性犯罪被害者の負担軽減を図っている。

### (4) 性犯罪被害相談電話

性犯罪被害者の中には、自分から110番通報したり、警察署に被害届を提出しに行ったりすることをためらう人も多い。都道府県警察においては、性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪被害相談電話窓口を設置しており、平成29年8月には、性犯罪被害者がより相談しやすいよう、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運用を開始した。令和元年度には、24時間対応化及び無料化を行うなど、性犯罪被害者が相談しやすい環境の一層の整備に努めている。

### (5) 関係機関との連携強化

警察における性犯罪捜査に当たっては、性犯罪被害者の負担軽減やその支援のため、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」を含む被害者等の援助を行う民間の団体等とも連携している。

また、事件発生時における迅速かつ適切な診断・治療のほか、証拠採取等を行うため、警察では、産婦人科医会等とのネットワークを構築し、連携強化に努めている。

## (6) 性犯罪被害者が希望する性別の捜査員による対応

性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するためには、性犯罪被害者が希望する性別の捜査員が対応することが重要であるため、都道府県警察では、男性警察官、女性警察官の双方を性犯罪指定捜査員に指定している。性犯罪指定捜査員は、性犯罪被害者からの事情聴取をはじめ、証拠採取、被害者立会いの実況見分、被害者に対する刑事手続の説明等、性犯罪被害者に関わる様々な業務に従事している。

## 3 被害者等に対応する職員の育成

### (1) 被害者等支援に関する研修

警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じ、被害者等支援に関する必要な知識・技能について教育を実施しているほか、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対し、被害者等支援や被害者カウンセリング技術等に関する教育及び研修を実施している。

また、被害者等の心情を理解するための教育として、被害者等による講演、被害者等の心情への共感や理解が深い警察官や有識者による講演、犯罪被害者等支援担当者の体験記の配布等を実施している。

さらに、被害者等への対応の改善及び二次被害の防止を図るための教育として、都道府県警察本部の犯罪被害者等支援担当課による、各管内の警察署に対する巡回教育、民間被害者支援団体との連携要領に関する教育、性犯罪被害者への支援要領に関する教育等を実施している。

### (2) 被害者等聴取に関する実践的研修

警察庁においては、被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する警察官の技能の一層の向上を図るため、事情聴取場面を設定した実践的なロールプレイング方式の訓練を行うなど、効果的な研修を実施している。

また、当該聴取方法の都道府県警察への更なる普及・浸透を図るため、その指導者向けの研修を実施するなど、指導者の養成にも努めている。

### (3) 性犯罪被害者理解に関する研修

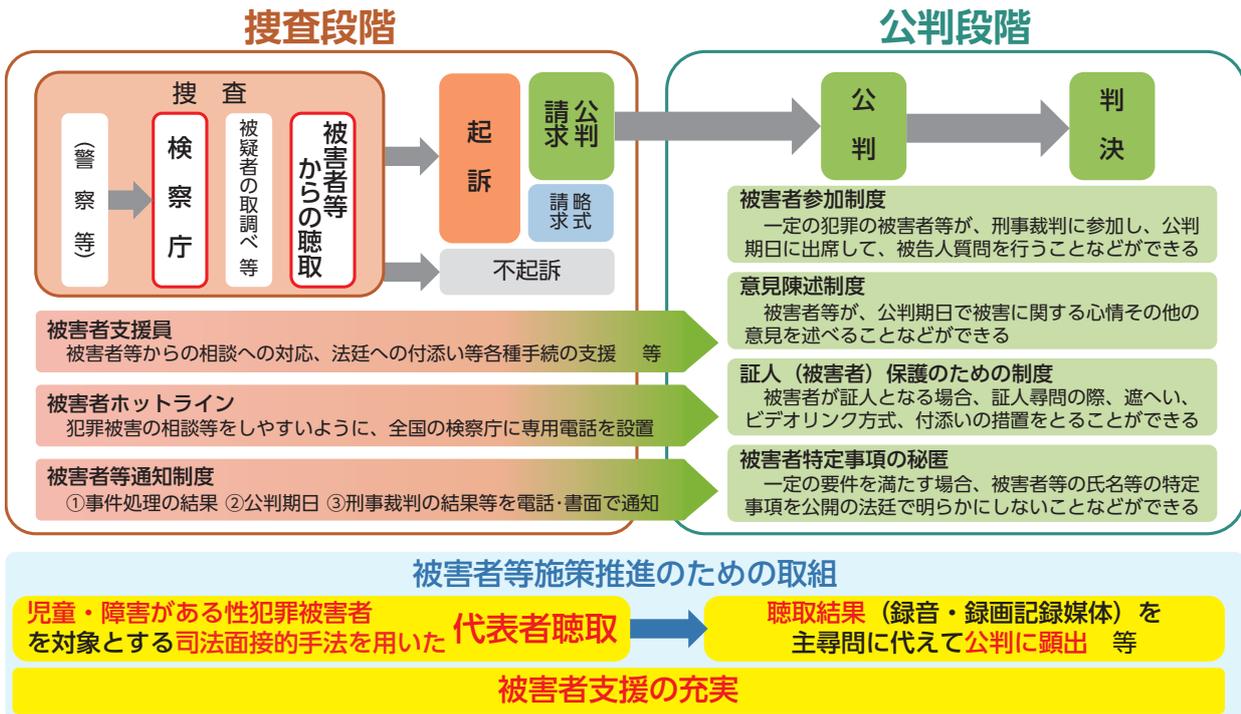
性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、警察学校等において性犯罪の捜査及び性犯罪被害者に対する支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、研修を実施している。

**(4) 障害者理解に関する研修**

障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、警察学校等において捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、研修を実施している。

## 第2節 検察・裁判

本節では、主に、検察庁による捜査段階や、公判段階における被害者等に配慮した各種施策等について、紹介する。



### 1 捜査公判段階における被害者等に配慮した制度

#### (1) 検察庁による捜査公判段階を通じての被害者等に配慮した制度

##### ア 被害者支援員等

被害者等は、犯罪の被害に遭い、様々な困難に直面しているため、早期の適切な支援が必要であることから、検察庁では、被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者等への支援に携わる「被害者支援員」を全国の地方検察庁に配置している。被害者支援員は、被害者等からの様々な相談への対応、あるいは、被害者等に対する情報の提供、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧等の各種手続の支援をするほか、被害者等の状況に応じて、精神面・生活面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの活動を行っている。

また、被害者等が検察庁へ犯罪被害の相談や事件に関する問合せをしやすいように、「被害者ホッ

トライン」]として、全国の被害者支援員を配置している地方検察庁等に専用電話を設け、被害者支援員が電話やファックスで被害者等からの相談等に応じている（被害者ホットラインの連絡先は、法務省のホームページ及び犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」に記載されている。）。

## イ 被害者等通知制度（捜査公判段階）

検察官は、刑事訴訟法の規定に従い、被害者らから告訴・告発があった事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分（不起訴処分）をしたときは、速やかにその旨を告訴人・告発人に通知し、また、不起訴処分をした場合において、告訴人・告発人から請求があるときは、速やかにその理由を告げている。

さらに、被害者やその親族等が事件の処理結果等について関心を抱くのは当然であることから、被害者らに対し、できる限り、事件の処理結果、刑事裁判の結果等に関する情報を提供できるよう、平成11年4月から、全国の検察庁において、「被害者等通知制度」を実施している。通知の対象者は、被害者、その親族若しくはこれに準ずる者又は弁護士であるその代理人及び目撃者その他の参考人等（以下イにおいて「被害者等」という。）である。同通知制度では、被害者が死亡した事件又はこれに準ずる重大な事件や、検察官又は検察事務官が被害者や目撃者の取調べ等を実施した事件において、被害者等が希望する場合には、①事件の処理結果（公判請求、略式命令請求、不起訴等の別及び処理年月日）、②公判期日（係属裁判所及び公判日時）、③刑事裁判の結果（主文、裁判年月日、裁判の確定及び上訴）に関する事項について、被害者等に対し、電話、書面等の方法により通知を行っている。また、被害者等が特に希望し、相当と認めるときは、④当該事件に係る公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文、勾留・保釈等の被疑者（被告人）の身柄の状況及び公判経過（①ないし③に準ずる事項）についても、被害者等に対し、通知を行っている。

## （2）公判段階における被害者等に配慮した制度

### ア 被害者参加制度

被害者やその親族等が被害を受けた事件の刑事裁判の推移や結果に関心を持つことは当然のことであって、刑事裁判の推移や結果を見守るとともに、これに適切に関与したいとの被害者らの心情は十分に尊重されるべきである上、同刑事裁判に適切に関与することは被害者らの名誉の回復や被害からの立ち直りにも資するものと考えられることから、一定の事件の被害者やその親族等が裁判所の許可を得て刑事裁判に参加することができるよう、平成20年12月から、「被害者参加制度」が施行されている。同制度による参加の対象者は、殺人、傷害、危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を

死傷させた罪、不同意性交等・不同意わいせつの罪、過失運転致死傷の罪など、一定の犯罪に係る被告事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下（2）において同じ。）であり、被害者等は、裁判所の決定により、「被害者参加人」として刑事裁判に参加する。被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、①公判期日に法廷で検察官の隣等に着席し、公判期日に出席すること、②証拠調べの請求や論告・求刑等の検察官の訴訟活動に関して意見を述べたり、検察官に説明を求めたりすること、③情状に関する証人の供述の証明力を争うために必要な事項について証人を尋問すること、④（後記⑤の）意見を述べるために必要と認められる場合に、被告人に質問すること、⑤証拠調べの終了後に、事実又は法律の適用について、法廷で意見を述べることなどができる。また、裁判所は、被害者参加人が公判期日等に出席する場合に、被害者参加人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採ったり、適当と認める者を被害者参加人に付き添わせたりすることができる。

#### イ 被害者等の意見陳述・保護等に関する制度

被害者等又は当該被害者の法定代理人は、被害者参加人とならない場合でも、公判期日において、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見を述べたり、これに代えて、意見を記載した書面を裁判所に提出したりすることができる（被害者等の意見陳述制度）。この制度は、被害者等の気持ちや意見も踏まえた上で刑事裁判が行われることをより一層明確にする上、被告人に被害者等の気持ちを直接聞く機会を与えることで被告人の反省を深めることにも役立つものと考えられている。

被害者が証人となる場合、公判廷における証人を保護するための制度としては、証人尋問の際に、①証人（被害者）と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採る制度、②証人（被害者）を別室に在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法（ビデオリンク方式）によって尋問する制度、③適当と認める者を証人（被害者）に付き添わせる制度があるところ、これらの制度については、被害者等が公判期日において前記の意見陳述を行う場合においても、いずれも適用される。

刑事手続において、被害者の氏名等の個人情報保護するための制度としては、①被害者特定事項秘匿決定、②証拠開示の際の被害者特定事項の秘匿要請等がある。①について、不同意性交等・不同意わいせつ等の性犯罪であることなど、一定の要件を満たす場合、裁判所は、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。同決定があった場合、法廷においては、例えば、当該被害者に対して「Aさん」と仮名を用いたり、単に「被害者」と呼称したりすることとなるた

め、公開の法廷で被害者の氏名等の個人情報保護することができる。②について、証拠開示に当たり、被害者特定事項が明らかにされることで被害者等の名誉や社会生活の平穏が著しく害されるおそれがある場合など、一定の要件を満たす場合、検察官は、弁護人に対し、被害者特定事項を被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができる。さらに、令和5年5月、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）の成立により、新たに、③性犯罪等の被害者であることなど、一定の要件を満たす場合、被害者等個人の特定事項の記載がない起訴状の抄本等を被告人に送達する措置等により、刑事手続において当該個人特定事項を秘匿するための規定の整備が行われており、令和6年2月から施行されている。

## ウ 被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する制度

### (ア) 被害者参加人のための国選弁護制度

被害者参加人は、公判期日への出席及び被告人質問の実施等の刑事裁判への参加行為を弁護士に委託しようとする場合、その資力に応じて、法テラスを経由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定を求めることができる。

### (イ) 公判手続の傍聴への配慮

刑事裁判は公開の法廷で行われ、誰でも傍聴することができる。裁判所は、被害者等又は当該被害者の法定代理人からの申出がある場合、傍聴席の確保について、可能な限り配慮することとしている。

### (ウ) 公判記録の閲覧・謄写

被害者等又は当該被害者の法定代理人は、正当でない理由による場合や相当と認められない場合を除き、刑事事件が裁判所で審理されている間に、原則として、その裁判所の保管する公判記録を閲覧・謄写することができる。また、被害者等が被害に遭った事件と同種の犯罪行為に係る、その被告人の刑事事件についても、損害賠償請求の必要があって、相当と認められる場合は、公判中の記録を閲覧・謄写することができる。

## 2 捜査公判段階における被害者等施策推進のための取組

平成17年4月に施行された犯罪被害者等基本法の「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」などの基本理念にのっとり、犯罪被害者等基本計画（第1次基本計画）が同年12月に閣議決定され、その後の第2次基本計画・第3次基本計画を経て、令和3年3月に第4次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されており、検察庁は、こ

これらの各計画に従って、一貫して被害者等施策推進のための取組の強化を図ってきている。平成23年9月に策定された検察官が職務を遂行する際に指針とすべき基本的な心構えを示した「検察の理念」の中に、「犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。」との一項が設けられていることも、この取組の強化を裏付けている。以下、検察庁における具体的な取組について紹介する。

### (1) 被害者支援の充実

検察庁では、被害者等の権利利益の尊重を最大限実現するため、前記1で紹介した被害者等に配慮した各制度の運用について、最高検察庁から全検察官に向けて被害者等に対応する際の留意点を示している。その主な内容は、①被害者等（前記1(2)アに記載の「被害者等」をいう。以下この(1)において同じ。）から事情を聴取するに当たっては、被害者等が受けた身体的・精神的被害等に十分配慮しつつ、被害者等とのコミュニケーションをより一層充実させ、その声に真摯に耳を傾けるよう努めること、②法と証拠に照らして相当と認められる範囲で、被害者等からの要望にも十分配慮した事件の処理に努めること、③被害者等に対し、必要かつ適切な範囲で事件の処理に関する説明を尽くすこと、④その権利利益の保護のための制度や取組に関する情報を適宜の時期に提供すること、⑤公判請求した場合に、公判における検察官の主張・立証の内容を分かりやすく説明するよう努め、適正・迅速な公判の進行を旨としつつ、相当な範囲で、被害者等からの要望にも十分配慮した主張・立証に努めること、⑥捜査・公判を通じ、被害者等から示された要望に沿う事件処理や主張・立証を行うことができない場合、関係者の名誉やプライバシー等にも配慮しつつ、必要に応じて、これらの理由について丁寧に説明し、被害者等の理解を得るよう努めることなどが挙げられる。

このように、検察庁においては、被害者やその親族等の声によく耳を傾け、被害者支援のための諸制度を実効的なものとするべく、被害者等の支援に遺漏ないよう取り組んでおり、同様の取組を行っている警察等の関係機関等とも連携して対応している。

### (2) 司法面接的手法を用いた代表者聴取

検察官は、捜査等の過程において、事案の真相解明のため、被害者等から事情を十分聴取する必要があるところ、生命・身体に関わる犯罪の被害者を始めとして、犯罪により精神的被害を受ける被害者等は相当多く、このような被害者等が捜査等の過程で配慮に欠けた対応をされることにより、いわゆる二次被害を受けることがあり得る。そのため、検察庁では、被害者等から事情を聴取するに当たり、このことをよく理解した上で、被害者等の受けた被害の内容を的確に把握し、その心情等に十分配慮した対応をとるべく、事情聴取の際の被害者等への配慮に取り組んでいる。このような取組の一

環として、検察庁では、警察等と連携した上で、①児童が被害者又は参考人である事件、②精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件について、いわゆる司法面接的手法を用いた代表者聴取の取組を行っていることから、以下、詳しく紹介する。

#### ア 児童を対象とする代表者聴取の取組

検察・警察・児童相談所では、平成27年10月から、児童が被害者又は参考人である事件について、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、協議を行い、代表者が児童から聴取を実施する取組（代表者聴取）を行っている。代表者聴取に当たっては、いわゆる司法面接的手法を活用しており、心理学的知見に基づき、暗示・誘導の影響を受けやすい児童の供述特性に着目し、記憶の汚染を防ぐとともに、二次被害を防止するため、録音・録画下において、被害からできるだけ早い時期に、できるだけ少ない回数で、児童からの自由報告を基本とした聴取を行っている。

司法面接的手法を用いた代表者聴取は、主に事案を認知した警察等から各検察庁へ連絡することを契機とし、検察・警察・児童相談所が、協議の上、当該事案の概要、児童や被疑者の属性、児童の現状や精神状況等の必要な情報を収集・把握して共有し、代表者聴取を要すると判断した場合、可能な限り早期に代表者聴取を行うため、聴取の手順・内容等を調整しつつ、聴取の場所・機材の設営等の準備を行っている。また、実際に児童に対する聴取を行う検察官等の代表者は、司法面接的手法のプロトコル（様々なプロトコルが存在するが、誘導質問の原則禁止、早期・短時間の面接、ラポール（児童がリラックスして話しやすい関係性）形成の重要性、ピア・レビュー（相互評価）と継続訓練の重要性等が各プロトコルの共通点）を踏まえ、短時間の面接により各機関が聴取すべきと考える事項をまとめて聴取し、その際、代表者以外の者は、別室で聴取状況をモニターで見ながら、必要に応じて代表者に対し、電話等により、あるいは休憩時に直接、補充して質問すべき事項を伝えるなどして実施している。

事件の被害者である児童に対し、事情聴取を繰り返したり、長時間・長期間の面接を行ったりすることは、児童に精神的な二次被害をもたらしかねないものであることから、司法面接的手法を用いた代表者聴取により、最小限の回数で、被害者の負担をできるだけ減らしながら聞き取りを行い、過去の出来事を、できる限り多く正確に思い出して語ってもらいつつ、客観的な記録を行う意義は極めて大きい。

#### イ 障害がある性犯罪被害者を対象とする代表者聴取の試行

前記アで紹介した司法面接的手法を用いた代表者聴取の取組は、児童が被害者又は参考人である事

件において行われてきたものであるが、検察・警察では、政府による性犯罪・性暴力対策の強化の方針を踏まえ、性犯罪被害者に対する事情聴取の在り方をその供述の特性や心情等により配慮したものとするため、令和3年4月から、知的障害等の精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件においても、司法面接的手法を用いた代表者聴取を試行している。この試行の対象となる精神に障害を有する性犯罪被害者については、18歳未満の者と18歳以上の者の双方を含み、当該事件の内容、証拠関係、被害者の障害の程度等を考慮し、その負担軽減及び供述の信用性確保の観点から、代表者聴取を行うことが相当であると認められる事件について司法面接的手法を用いた代表者聴取を行っている。令和3年4月当時は、東京地方検察庁等の一部の試行庁（13庁）でこの試行を実施してきたところ、4年7月からは、試行庁が全ての地方検察庁に拡大されている。

知的障害等の精神に障害を有する被害者については、児童と同様に、暗示や誘導の影響を受けたり、迎合したりしやすいことがあり、また、コミュニケーションが困難であったりすることがあるため、事件に関する事情聴取を行うに当たっては、誘導や暗示を避けつつ、精神的な負担も少ない司法面接的手法が適しており、児童に対する場合と同様に、司法面接的手法を用いた代表者聴取が取り入れられることとなった。

#### ウ 聴取結果を記録した録音・録画記録媒体について

司法面接的手法のプロトコルには様々なものがあるが、いずれにおいても、その中核的な要素は、児童又は精神に障害を有する性犯罪被害者等の供述者に対し、不安や緊張を緩和することなどにより供述者が十分な供述をすることができるようにするとともに、誘導をできる限り避けることなどにより供述内容に不当な影響を与えないようにすることであるとされている。

司法面接的手法を用いた代表者聴取においては、児童又は精神に障害を有する性犯罪被害者のいずれに対して行われる場合も、録音・録画を実施している。もっとも、これらの聴取結果を記録した録音・録画記録媒体については、従来、公判では、いわゆる伝聞証拠として扱われており、原則として証拠能力を認められず、それを証拠とすることについて被告人が同意しない場合、聴取結果を法廷に顕出するためには、供述不能等の厳格な要件を満たさない限り、証人尋問において被害者等に逐一詳細に証言させざるを得ず、児童等の心理的・精神的負担の軽減を図る上で必ずしも十分でなかった。しかしながら、今般、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）により、新たな伝聞例外の規定が創設され、一定の要件の下で、司法面接的手法を用いた聴取により得られた供述については、主尋問に代えて公判に顕出することが可能となった。

本法改正により、被害者等に配慮するための施策として、司法面接的手法による聴取が今後ますます

す広がり、児童や精神に障害を有する性犯罪被害者の負担が更に軽減されることが期待される。

### 3 被害者等に対応する職員の育成

従前より、検察官（検事・副検事）及び検察事務官に対し、それぞれ経験年数等に応じた各種研修を実施しており、また、勉強会等も適時に開催されているところであるが、その研修等の内容には、被害者に関連するテーマも多く含まれている。以下、その研修等の内容を紹介する。

#### (1) 被害者理解のための研修

検察官に対する研修については、法務総合研究所の研修部が検察官の経験年数に応じた各種研修を実施しているほか、各検察庁等において様々な勉強会等を実施している。このような検察官に対する各種研修の一環として、検察官は、被害者保護、性犯罪被害者の心理及び知的障害や供述弱者に関する基礎知識等について、外部から招いた専門家の講師による講義を受けるなどしている。

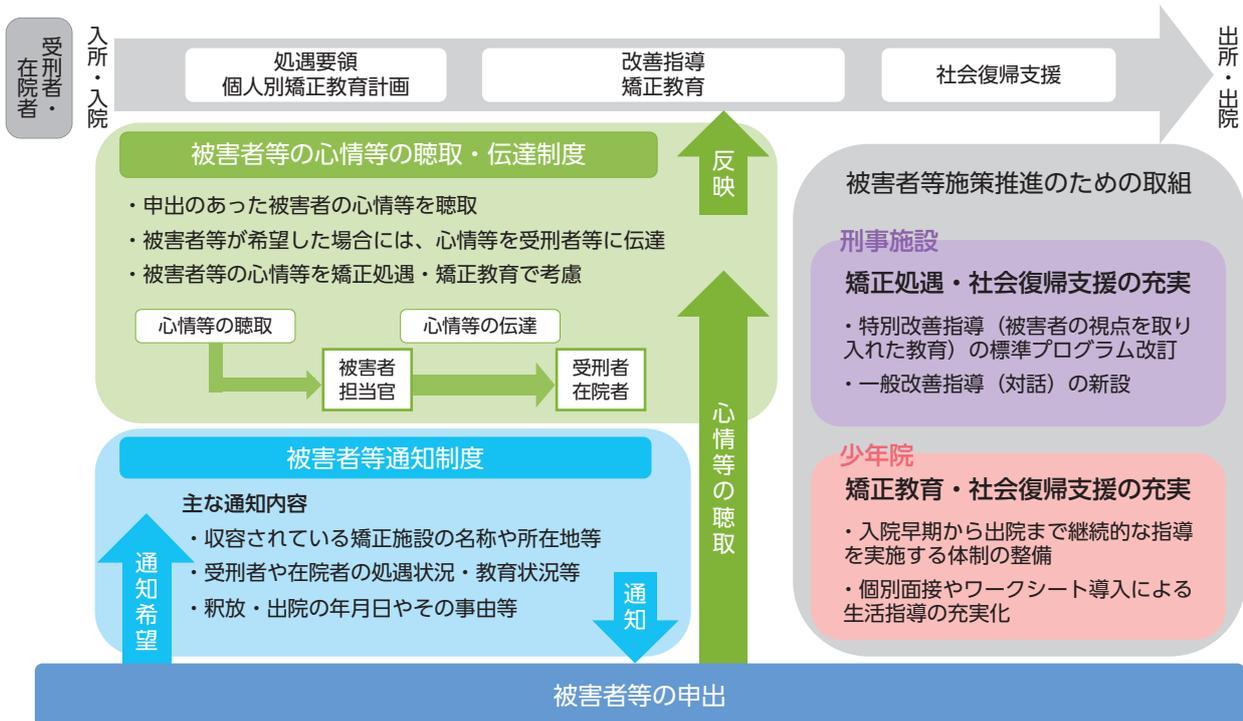
また、検察事務官に対する研修についても、法務総合研究所の研修部等による各種研修や、各検察庁が適時行う様々な内容の勉強会等が実施されている。そして、検察事務官も、被害者保護や被害者支援に関する講義を受けるなどしている。

#### (2) 司法面接的手法に関する研修

司法面接や司法面接的手法を用いた代表者聴取に関する研修については、これまでも実際に聴取を担当する検事や副検事、これら検察官に立ち会って聴取をサポートする検察事務官に対し、それぞれの経験年数や立場等に応じて、必要な知識・技能の習得に向けた専門家による講義を実施してきた。そして、前記2（2）ウの法改正を含め、近年における司法面接の重要性・必要性の高まり等から、司法面接的手法に関する研修は、各種研修における割当て時間が増加傾向にあるとともに、講義のみならず、司法面接的手法を用いた代表者聴取を模擬的に行うロールプレイや、これに対するピアレビュー等のより実践的で高度な研修にも力を入れている。また、検察官が民間団体による各種研修を受講するなど、司法面接的手法を用いた代表者聴取に関する研修を受講する機会が格段に増えている。検察官は、このような各種研修等により、司法面接的手法のプロトコルを理解した上で、事案や被害者の特性に応じて、これを活用している。また、各地方検察庁においては、可能な限り、司法面接的手法を用いた代表者聴取の技術を習得した検察官を中心に当該事件を担当させるなどの考慮をしている。

## 第3節 矯正

本節では、矯正段階における被害者等に配慮した各種施策等について、紹介する。



### 1 矯正段階における被害者等に配慮した制度

#### (1) 被害者等通知制度（矯正段階）

法務省における被害者支援のための制度の一つとして、被害者等通知制度がある。被害者等通知制度は、検察庁において、平成11年から実施されており、被害者が死亡した事件又はこれに準ずる重大な事件や検察官等が被害者等の取調べ等を実施した事件において、被害者等（この範囲については、以下ア及びイにおいて後述する。）が希望する場合に、事件の処理結果、公判期日及び裁判結果に関する事項等について通知を行っていた。平成19年12月に、同制度が拡充され、検察庁、刑事施設、保護観察所等が連携し、有罪裁判確定後の加害者及び保護処分を受けた加害者の処遇状況等に関する事項についても、被害者等から希望があった場合には、原則として通知を行うこととなった。同制度は、刑事司法について、被害者を始めとする国民の理解を得るとともに、その適正かつ円滑な運営に資することを目的としている。

## ア 刑事施設における運用

通知の対象者は、被害者、その親族若しくはそれに準ずる者又は弁護士であるその代理人（以下この段落において「被害者等」という。）である。被害者等が加害者たる受刑者の処遇状況等の通知を希望し、これが相当と認められる場合には、検察官は、刑事施設の長からの通知に基づき、受刑者の処遇状況等に関する事項を当該被害者等に通知することとされている。

加害者の処分が懲役又は禁錮の刑であり、その刑の全部について執行猶予の言渡しがなく（刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された場合も含む。）場合、通知事項は、収容されている刑事施設の名称・所在地、刑事施設から釈放される予定（刑の執行終了予定時期）の年月、受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項（懲役刑の作業名、改善指導名、制限区分、優遇区分、褒賞の状況、懲罰の状況）であり、処遇状況等については、おおむね6か月ごとに通知される。加害者が刑事施設から釈放（満期釈放又は仮釈放）された際には、釈放された年月日及びその事由等が通知される。なお、刑事施設から釈放される予定（刑の執行終了予定時期）の年月や刑事施設から釈放（満期釈放又は仮釈放）された年月日等については、事件の目撃者等参考人も通知を受けることができる。

また、拘留の刑に付された加害者の場合、通知事項は、刑事施設から釈放（満期釈放又は仮出場）された年月日等である。

## イ 少年院における運用

通知の対象者は、被害者、その法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹又はこれらの者から委託を受けた弁護士（以下この段落において「被害者等」という。）である。保護処分を受けた加害者のうち、少年院送致となった者については、被害者等が通知を希望し、これが相当と認められる場合、少年院の長は、加害少年の処遇状況等に関する事項を当該被害者等に通知することとされている。

少年院送致となった加害者の場合、通知事項は、入院年月日、収容されている少年院の名称・所在地、少年院における教育状況等に関する事項（教育予定期間、処遇の段階、個人別矯正教育目標、賞の状況、懲戒の状況、問題行動指導及び被害者心情理解指導の状況等）であり、教育状況等については、おおむね6か月ごとに通知される。少年院を出院した際には、出院年月日及び出院事由等が通知される。

## (2) 被害者等の心情等の聴取・伝達制度（矯正施設）

矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度は、令和4年6月13日に成立した刑法等の

一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下この項において「刑事収容施設法」という。）及び少年院法が改正されたことにより、新たに導入された。

同制度が導入された背景としては、①平成29年2月、法務大臣が法制審議会に対して、非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方等について諮問（諮問第103号）を行い、同諮問に対する答申（令和2年10月）において、「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」が、犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備その他の講ずるべき措置の一つとして掲げられたこと、②平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が成立し、「犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意」することが明記されたことなどが挙げられる。

同制度は、刑事施設及び少年院の長が、①申出のあった被害者等の心情等を聴取すること、②被害者等が希望した場合には、心情等を受刑者及び在院者（以下この項において「受刑者等」という。）に伝達すること、③被害者等の心情等を矯正処遇・矯正教育で考慮することなどを内容とするものである。従前から、矯正施設において、被害者の視点を取り入れた教育等により、受刑者又は在院者に対し、被害者等の心情等を理解させるための指導を実施していたところであるが、被害者等の立場や心情等への配慮等を一層充実させるとともに、受刑者又は在院者の改善更生を効果的に図る観点から、被害者等の心情等により直接的な形で触れさせることが重要であることから、矯正処遇及び矯正教育の充実化を図るために、新たに同制度が設けられたものである。

## ア 被害者等の範囲

刑事収容施設法及び少年院法で定める、被害者等の心情等の聴取・伝達制度における被害者等の範囲は、①被害者本人、②被害者の法定代理人、③被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹である。

## イ 心情等の聴取・伝達の流れ

被害者等からの申出の受付は、全国の矯正管区又は矯正施設で行っており、所定の申出書を提出することにより、申出を行うこととされている。被害者等からの申出があったときは、心情等の聴取・伝達をすることが原則であるものの、一定の場合には例外的に、聴取・伝達を実施しない判断がなされることがある。聴取・伝達を実施しない例としては、聴取については、暴力団同士の抗争事件等被

害者等の側に顕著な犯罪性が認められるような場合や、受刑者等に対する報復の意思を繰り返し明らかにしている場合などが想定され、伝達については、受刑者等が被害者を強く逆恨みしており、その時点で被害者等の心情等を伝達することがその処遇上又は教育上の効果を減じさせる可能性が高い場合や、施設内で発生した受刑者等同士を当事者とする事件において、伝達することにより施設内の規律及び秩序を維持する上で問題が生じるおそれがある場合などが想定されている。このように、例外的に、聴取又は伝達を不相当とする判断に当たっては、個別具体的な検討を行い、画一的な運用とならないよう配慮しているほか、伝達を不相当とするに当たっては、加害者に対して被害者等の心情等を受け止めるための指導を実施したり、全部を伝達するのが相当ではない場合は一部でも伝達することを検討したり、心情等を伝達する時期に配慮するなどにより、心情等を伝達するための措置を尽くしている。

心情等の聴取の実施は、加害者収容施設の職員が行うこととされており、聴取日時・場所等について、被害者等と調整した上で、加害者収容施設や被害者等の居住地の近隣施設等において実施される。聴取は、原則口頭で行われ、加害者を収容する施設の担当者による対面での聴取のほか、オンラインシステムを活用する方法等が用意されている。ただし、①被害者等が心情等の加害者に対する伝達を希望していない場合、②被害者等の心身の状況等を考慮して相当と認められる場合においては、書面による聴取も可能とするなど、被害者等の意向に沿った選択肢を幅広く提示し、意向を確認しながら、できる限り配慮して実施する体制を整えている。

聴取した心情等を加害者に伝達するに当たっては、被害者等から聴取した内容を正確に伝達するとともに、聴取した内容のうちどの部分を伝達相当としたのかを明確に記録して残す観点から、聴取の際に作成する書面とは別に、「心情等伝達書」を別途作成した上で、これを読み聞かせることとしている。なお、少年院において在院者に心情等の伝達をするときは、あらかじめ被害者等の承諾を得た上で、その保護者等に同席を求める場合があり、例えば、被害弁償等、在院者のみでは判断及び対応することが困難な内容について、保護者等の協力を得ることなどに配慮している。

また、加害者に被害者等の心情等を伝達した際は、その旨及び伝達した日等を、書面により、被害者等へ通知することとされており、伝達結果（伝達内容等）のほか、被害者等の希望に応じて、伝達時の加害者の反応（心情等に対して述べたこと）も併せて通知される。

## 2 矯正段階における被害者等施策推進のための取組

矯正施設における被害者等に関する施策については、「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月30日閣議決定）において、「法務省において、矯正施設の被収容者を対象に実施している「被害者

の視点を取り入れた教育」について、被害者等や被害者支援団体の意向等に配慮し、被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育等の一層の充実に努めるとともに、指導効果の検証について、その在り方も含め検討を行う。(略)ことが求められ、さらに、「第二次再犯防止推進計画」(令和5年3月17日閣議決定)において、「犯罪をした者等が社会復帰する上で、自らが犯した罪等の責任を自覚し、被害者等の置かれた状況や心情等を把握することが不可欠であることを踏まえ、矯正施設において、被害者の視点を取り入れた教育を効果的に実施するほか(中略)被害者等の心情等を考慮した矯正処遇・矯正教育の充実に図る。」ことが求められており、これらを受けて、矯正施設においては、被害者等の心情等を考慮した矯正処遇・矯正教育の実施及び充実が図られてきている。以下、刑事施設及び少年院それぞれにおける矯正処遇・矯正教育上の取組について紹介する。

#### (1) 刑事施設における矯正処遇・社会復帰支援の充実

令和4年6月、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の成立により刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律が改正され、罪を言い渡される理由となった犯罪において被害者がある受刑者に対し、矯正処遇を行うに当たっては、その被害者等の心情等を考慮することが法定化された(5年12月1日施行)。

これらを踏まえ、関連する規程の改正、内容の充実化が図られ、具体的には、①矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める「処遇要領」の策定や変更の際し、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び被害者等の心情等の聴取・伝達制度において被害者等から聴取した心情等が考慮されることとなったこと、②受刑者に対して行う「改善指導」において、自らが犯した罪やそれによって生じた被害の実情等を直視し、反省及び悔悟の情を深めること、及び謝罪や被害弁償等の具体的な行動や出所後の生活の在り方等について考えることができるようになることをねらいとして、指導プログラムの改訂等がなされたこと、③刑事施設の長の責務として、受刑者に対する「社会復帰支援」を実施することが明文化されたところ、支援先の調整等に当たって被害者等の心情等が考慮されることとなった。

改善指導について、被害者に関連する内容等をまとめると次表のとおりである。特別改善指導は、特定の事情を有することにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善を図るために行うものであり、被害者関連では「被害者の視点を取り入れた教育」、性犯罪の関連では「性犯罪再犯防止指導」が該当する。特別改善指導以外の改善指導である一般改善指導としては、被害者関連では「被害者心情理解指導」が該当し、矯正処遇の目標に被害者等の心情

等の理解等に関する事項が定められた者を対象に実施することとしている。なお、一般改善指導（対話）は、令和5年10月に新設され、改善更生・社会復帰支援への動機付け等を図るために実施しており、本指導を特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）又は一般改善指導（被害者心情理解指導）と組み合わせて実施することにより、被害者等の心情等の理解を図るために不可欠な受刑者自身の更生への動機付けを高めることによる効果が期待される。

○特別改善指導 ※被害者に関するもの及び性犯罪に関するものについて抜粋

名称	指導目標	対象	指導内容（被害者等に関する指導）
被害者の視点を取り入れた教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに被害者等から聴取した心情等を認識させ、被害者及びその遺族等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせること</li> <li>被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせること</li> </ul>	被害者の命を奪い、又はその心身に重大な被害をもたらすなどの罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償について特に考えさせる必要がある者	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに被害者等から聴取した心情等の理解（精神的側面、身体的側面、生活全般、個々の被害者等の心情等、様々な観点から多角的に理解する）</li> <li>謝罪及び被害弁償についての責任の自覚</li> <li>具体的な謝罪及び被害弁償の方法</li> </ul>
性犯罪再犯防止指導	不同意わいせつ、不同意性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させること	性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者等理解（様々な視点から事件を振り返らせ、被害の影響を学ばせる。行動選択の責任について考えさせる。）</li> </ul>

○一般改善指導 ※被害者に関するものについて抜粋

名称	指導目標	指導方法
被害者心情理解指導	被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに被害者等から聴取した心情等を理解させ、罪障感を養うための指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者又はその遺族等による講話</li> <li>視聴覚教材視聴、課題読書</li> <li>被害者等の心情等を踏まえた個別面接</li> </ul>
対話	自己の過去の生活及び犯した罪並びに自己を取り巻く環境を振り返らせ、矯正処遇等の意義及び将来の展望を考えさせるための対話	<ul style="list-style-type: none"> <li>対話実践</li> <li>個別面接</li> <li>グループワーク</li> </ul>

以下、特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）の標準プログラムの改訂と一般改善指導（対話）の新設について、その経緯や詳細について取り上げる。

## ア 特別改善指導における「被害者の視点を取り入れた教育」の標準プログラムの改訂

矯正局においては、令和2年度に計3回、被害者遺族や被害者支援団体、法学や心理学の専門家を構成員とした、「刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会」を開催し、同検討会において議論された「出所までの継続的な指導の在り方」、「謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導の在り方」等を踏まえ、特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）の標準プログラ

ムの改訂を行った（令和5年12月施行）。改訂された同指導の標準プログラムは、その構成においても大幅な改訂がなされ、既存のプログラム（本科プログラム）に新たに導入プログラム、準備プログラム及び継続プログラムの三つのプログラムを加え、四つのプログラムから構成されることとなった。導入プログラムは、刑執行開始時の指導後、おおむね一年以内に実施することとされており、継続プログラムは、本科プログラム終了後から釈放までの間、対象者ごとに少なくとも年一回以上、釈放前おおむね一年間のうちに二回以上実施することが標準とされている。同指導の標準プログラムの改訂により、入所後、できるだけ早期に被害者等について考える機会を設けるとともに、本科プログラムを終了した後、釈放に至るまでの間、被害者等への謝罪及び被害弁償についての自覚を深め、その方法を具体化させる指導を継続的に実施する体制が構築された。

## イ 一般改善指導における「対話」の新設

矯正局においては、拘禁刑下における受刑生活への動機付けを図るため、処遇体制を充実する必要があることに加え、名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会による「提言書～拘禁刑時代における新たな処遇の実現に向けて～（5年6月21日法務大臣に提出）」において、再発防止策の一つとして挙げられた「処遇体制の充実」の中で、刑務官と受刑者の対等な人間関係を基礎に対話を重視した処遇を展開すべきと指摘されたことなどを踏まえ、5年10月、刑事施設における一般改善指導の種類に「対話」が新設された。同指導は、受刑者にとって安心・安全な環境を構築した上で、受刑者が自身のことを語ることにより、自身の状況を認識するとともに、様々な課題を克服するための援助が得られることを実感し、更生への動機付けが高まるほか、刑務官等の刑務所職員が受刑者のことを深く理解することを目的としている。一般改善指導（対話）は、対話実践、個別面接、グループワーク等の内容で行われるが、このうち、対話実践においては、オープンダイアログ（フィンランドの精神医療発祥の「対話的アプローチ」）の手法や考え方を取り入れることとするほか、個別面接においては、必要に応じて動機付け面接の手法を取り入れている。

被害者等の心情等を考慮した矯正処遇としてこれまで実施されてきた特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）又は一般改善指導（被害者心情理解指導）において、一般改善指導（対話）を組み合わせ、受刑者自身の更生への動機付けを高めるための働き掛けを並行して実施することを通じて、これまで以上に、受刑者が被害者等の心情等を直視し、反省や悔悟の情を深め、謝罪や被害弁償の方策を具体化させるなど、改善指導の効果が高まることが期待される。

## (2) 少年院における矯正教育・社会復帰支援の充実

令和4年6月の刑法等の一部を改正する法律の成立により、少年院法についても改正が行われ、少年院の長は、矯正教育及び社会復帰支援の実施に当たって、被害者等の被害に対する心情、被害者等の置かれている状況及び被害者等から聴取した心情等を考慮するものとされた（5年12月1日施行）。

具体的には、①個々の在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、方法、期間等を定めた「個人別矯正教育計画」の策定や変更に際し、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び被害者等の心情等の聴取・伝達制度において被害者等から聴取した心情等が考慮されるものとなったこと、②在院者に対して行う「生活指導」において、被害者等の心情等を考慮するとされたこと、③在院者に対する「社会復帰支援」について、支援方針の決定や支援の実施に当たって、被害者等の心情等が考慮されるものとなったことが挙げられる。

生活指導について、被害者に関連する内容等をまとめると次表のとおりである。特定生活指導は、特定の事情を有する対象者に対し、その事情の改善を図る指導であり、被害者関連では「被害者の視点を取り入れた教育」、性非行関連では「性非行防止指導」が該当する。その他に、被害者関連では「被害者心情理解指導」が生活指導の一環として実施されている。これらの指導については、従前から少年院において、個別かつ体系的に実施されていたものであるが、被害者等の心情等を考慮した上で円滑に進めていくために、改めて、入院早期から出院まで継続的な指導を実施する体制が整えられた。また、これらの指導において、個別担任等の法務教官が、被害者の心情等の伝達前後に、在院者に対し、個別面接を実施し、被害者等の心情等を受け止め、謝罪や被害弁償等について具体的に考えるようにさせるほか、「被害者心情理解指導」にワークシートを導入し、少年院からの出院直前の段階に、在院者に被害者等に対する謝罪や被害弁償等について考えさせたりするなどの充実化が図られている。

また、在院者に、被害者等への謝罪や被害弁償等についてより具体的に考えさせるためには、保護者等の協力等が重要であることから、少年院における保護者等との面接や保護者講習会においても被害者等の心情等に関連する内容を取り入れることや、被害者等の心情等を在院者に伝達するに当たって保護者等にも同席を求めるなど、保護者等に対する働き掛けの面でも所要の体制が整えられている。

○特定生活指導 ※被害者に関するもの及び性非行に関するものについて抜粋

名称	指導目標	対象	指導内容（被害者等に関する指導）
被害者の視点を取り入れた教育	自己の犯罪・非行が与えた被害を直視し、その重大性や被害者の置かれている状況を認識するとともに、被害者及びその家族に対する謝罪の意思を高め、誠意を持って対応していくための方策について考えることを目的とする。	被害者を死亡させ又は生命、身体若しくは自由を害し心身に重大な影響を与えた事件を犯し、被害者等に対する謝罪等について考える必要がある者	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者の現状の理解（被害の深刻さや二次被害を理解する）</li> <li>責任の自覚（加害者の責任や間接的な被害を考慮する）</li> <li>謝罪意識のかん養（被害や加害者の責任を考察し、謝罪・償いの意識を持つ）</li> <li>誠意ある対応（具体的な謝罪方法等を考える）</li> </ul>
性非行防止指導	性に対する正しい知識を身に付けるとともに、自己の性非行に関する認識を深め、性非行をせずに適応的な生活をする方法を身に付けさせることを目的とする。	本件の非行名が性非行に該当する者又はそれには該当しないものの、性的な動機により本件非行をじゃっ起した者のうち、性非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者に対する誠意の心の整理（自分を責め単に落ち込むことと、被害者に与えた自分の行動を受け入れ、誠実な意欲を持って地道に対処することは異なる。罪を犯してしまった自分と向き合うことができれば、被害者に対して心からの深い謝罪の気持ちを持ち続けることができることを学ぶ）</li> </ul>

○生活指導 ※被害者に関するものについて抜粋

名称	指導目標	指導方法
被害者心情理解指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者の心情を理解させるための指導</li> <li>自らの責任を自覚し、罪障感及び感謝の気持ちを深めさせるための指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲストスピーカーによる講話等</li> <li>課題図書、被害者の手記の閲覧</li> <li>グループワーク</li> <li>ロールレタリング</li> <li>課題作文</li> <li>個別面接</li> </ul>

### 3 被害者等に対応する職員の育成

矯正職員を対象とした各種研修においては、被害者に関連する研修が複数実施されているところ、本項においては、今般新たに新設された被害者等の心情等の聴取・伝達制度に係る業務を担当する被害者担当官（以下「被害者担当官」という。）の育成状況について取り上げる。

被害者担当官は、令和5年12月、刑事施設及び少年院において、被害者等の心情等の聴取・伝達制度に併せて新設されたものであり、加害者処遇を担当する部門の刑務官又は法務教官から指名される。これは、刑事施設及び少年院の職員の大半を占める刑務官と法務教官が主体的に関わることが重要であること、また、被害者等と接するに当たり、処遇一般はもちろん、当該加害者の処遇状況等について把握していることが考慮されたものである。なお、被害者担当官は、各矯正施設において、原則として男女各1名以上を指定することとされている。

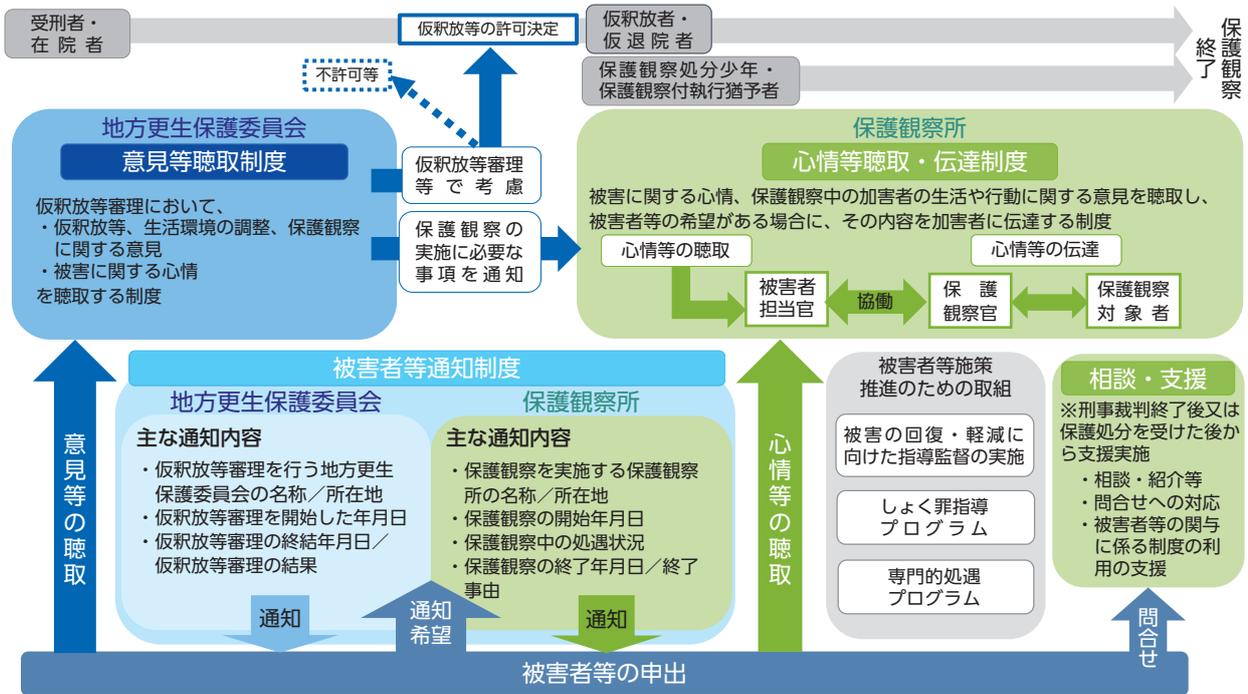
被害者担当官は、法令上規定されている心情等の聴取及び伝達に関する事項のほか、各刑事施設及び少年院の実情に応じ、矯正処遇及び矯正教育において、被害者等の心情等を考慮するために必要な資料を提出し又は意見を述べるなどの業務を担当する。

被害者担当官の指名を受けた職員は、矯正研修所において実施される専門研修を受講し、必要な知識及び技能を習得する。同研修において、被害者担当官に対し、被害者等の心身の状況、その置かれ

ている環境等に対する理解を深めさせるとともに、被害者等への対応に当たってできる限り被害者等に身体的及び精神的負担を与えることのないようにするため、必要な研修及び訓練を行う。同研修の初回は、被害者等の心情等の聴取・伝達制度の円滑な導入に向けて、令和5年7月に実施されたところ、全国の矯正施設において被害者担当官となる職員約170名が矯正研修所に参集した大規模な研修であった。同研修のカリキュラムは、有識者等からの意見を踏まえた内容となっており、被害者等の心情等の聴取・伝達制度の概要や他の機関が実施する被害者等施策に関する講義、被害者等の心情・置かれた状況への理解を深めるための講義、職員ケアの視点からの講義、実際の聴取場面を想定したロールプレイ演習等が盛り込まれており、各被害者担当官が実務上必要となる幅広い知見やスキルを習得できるよう配意したものとなっている。また、被害者等の心情等の聴取・伝達制度の導入後においても、同制度を円滑に運用するため、矯正研修所において、矯正管区の担当者や刑事施設、少年院における被害者担当官を対象とした研修を実施している。同研修において、同制度を所管する矯正局担当者の講義を受講することに加え、連携先である地方更生保護委員会や保護観察所における被害者等施策に関しても学習するほか、被害者支援団体職員や被害当事者を招いて講義や講話を受けたり、被害者等の心情等の聴取や電話対応の仕方について演習形式で習得するなどのカリキュラムが組み込まれており、必要な知見やスキルの習得のみならず被害者の実情について理解を深める研修内容となっている。

## 第4節 更生保護

本節では、更生保護段階における被害者等に配慮した各種施策等について、紹介する。



### 1 更生保護段階における被害者等に配慮した制度

平成16年12月に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が成立し、被害者等のための施策に関して基本理念が定められた。また、同法に基づき、政府は、総合的かつ長期的に講ずべき被害者等のための施策の大綱等を定めることとされ、これを受け、17年12月に犯罪被害者等基本計画が策定された上、同計画において検討・実施することとされた事項について法令等が整備され、その結果、19年12月1日、更生保護における被害者等施策が導入された。

更生保護における被害者等施策は、(1) 被害者等通知制度、(2) 意見等聴取制度、(3) 心情等聴取・伝達制度、(4) 相談・支援という四つの制度から成り立っている。以下ではこの四つの制度について紹介する。

#### (1) 被害者等通知制度（更生保護段階）

本章3節に記載したとおり、検察官等が行っていた被害者等通知制度が、平成19年12月から拡充

されたところ、地方更生保護委員会及び保護観察所においても、被害者等に対し、通知を行っている。

通知の対象となる被害者等の範囲は、加害者が刑事処分を受けた場合の通知は、本章3節1(1)アの刑事施設における運用と同様、被害者、その親族若しくはこれに準ずる者又は弁護士であるその代理人である。また、加害者が保護処分を受けた場合の通知は、本章3節1(1)イの少年院における運用と同様、被害者、その法定代理人又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な病気やけがなどがある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹又はこれらの者から委託を受けた弁護士である。

地方更生保護委員会が行う通知は、刑事施設からの仮釈放、少年院からの仮退院又は収容中の特定保護観察処分少年の退院（以下本節において「仮釈放等」という。）を許すか否かに関する審理（以下本節において「仮釈放等審理」という。）の開始・結果に関する事項であり、主な通知内容は、仮釈放等審理を行う地方更生保護委員会の名称・所在地、仮釈放等審理の開始・終結年月日、仮釈放等審理の結果等である。通知は、仮釈放等審理の開始又は終結があった後、遅滞なく行われる。

保護観察所が行う通知は、保護観察の開始・処遇状況・保護観察の終了に関する事項であり、主な通知内容は、保護観察を実施する保護観察所の名称・所在地、保護観察の開始・再開・終了年月日、終了事由等のほか、保護観察中の処遇状況に関する事項として、保護観察官及び保護司との接触状況、特別遵守事項<sup>i</sup>や生活行動指針<sup>ii</sup>の内容、特別遵守事項に定める専門的処遇プログラム<sup>iii</sup>の実施状況等である。通知は、保護観察の開始又は終了した後、遅滞なく行われるほか、保護観察中の処遇状況に関する事項についてはおおむね6か月ごとに通知される。令和3年3月に閣議決定された第4次犯罪被害者等基本計画において、被害者等への情報提供の在り方について、被害者等通知制度の運用状況や加害者の改善更生への影響、個人のプライバシーの問題等を総合的に考慮しつつ検討を行い、必要な施策を実施することとされた。これを受けて通知事項が拡充され、5年12月から、特別遵守事項として設定される社会貢献活動<sup>iv</sup>及び専門的援助<sup>v</sup>の実施状況、生活行動指針として設定されるし

---

<sup>i</sup> 保護観察対象者が保護観察期間中に遵守しなければならないものであり、個々の保護観察対象者ごとに、一定の類型に当たる事項のうち、その者の改善更生のために特に必要と認められるものを、これが遵守されなかった場合に不良措置がとられることを踏まえて、具体的に定めている。

<sup>ii</sup> 改善更生に資する生活又は行動の指針となるものであり、必要に応じて、個々の保護観察対象者ごとに定められる。保護観察対象者は、生活行動指針が定められたときは、これに即して生活及び行動するよう努めなければならない。

<sup>iii</sup> 特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるものであり、性犯罪再犯防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム、飲酒運転防止プログラムがある。

<sup>iv</sup> 自己有用感の涵養、規範意識や社会性の向上を図るため、保護観察対象者に公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行わせるものである。

<sup>v</sup> 更生保護施設その他の関係機関・団体等において実施される薬物依存からの回復を図るためのプログラム等、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助のことである。

よく罪指導プログラムの実施状況等についても新たに通知することとされた。

なお、更生保護における被害者等施策の被害者等通知制度とは別に、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に基づく処遇の一部を担っている保護観察所では、平成30年7月から、医療観察制度における被害者等に対する対象者の処遇段階等に関する情報の提供も行っている。情報の提供を受けることができる被害者等の範囲は、同法に定める対象行為の被害者本人、被害者の法定代理人、被害者が死亡した場合又はその心身に重大な病気やけががある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹、これらの者から委託を受けた弁護士である。情報提供の内容は、加害者の氏名、加害者の処遇段階及びその開始・終了年月日、加害者の生活環境調整又は精神保健観察を実施する保護観察所の名称・所在地、連絡先、地域社会における処遇中の事件係属庁による対象者との接触状況であったところ、第4次犯罪被害者等基本計画において、情報提供制度の運用状況、医療観察制度の対象となる加害者の社会復帰の促進や個人情報の保護等を総合的に考慮しつつ、被害者等への情報提供の在り方について検討を行うこととされたことなどを踏まえ、令和6年1月から、加害者の生活環境調整又は精神保健観察が終了した場合の終了事由についても情報提供することとされた。また、これまで申出ごとに情報提供を行っていたところ、被害者等から継続的な情報提供の希望がある場合は、初回の申出後、再度の申出を受けることなく、処遇段階の変更等の事情が生じた場合に情報提供を行うこととされた。

## （2）意見等聴取制度（地方更生保護委員会）

意見等聴取制度は、被害者等の申出に基づき、地方更生保護委員会が、仮釈放等審理において、被害者等から、加害者の仮釈放等、収容中の者に対する生活環境の調整<sup>vi</sup>（以下本節において「生活環境の調整」という。）、仮釈放等中の保護観察に関する意見や被害に関する心情（以下本節において「意見等」という。）を聴取する制度である。令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により更生保護法が改正され、5年12月から、加害者の仮釈放等及び被害に関する心情だけでなく、生活環境の調整及び仮釈放等中の保護観察に関する意見についても聴取事項に加えられた。

意見等聴取制度により被害者等から聴取した意見等については、①地方更生保護委員会が行う仮釈放等を許すか否かの判断や特別遵守事項の設定等において考慮されるほか、前記改正により、②生活

<sup>vi</sup> 刑や保護処分の執行のために矯正施設に収容されている者の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するものである。

環境の調整に関する意見を聴取した場合において、必要があると認めるときは、生活環境の調整を行う保護観察所に対して必要な事項を通知し、また、③仮釈放等中の保護観察に関する意見を聴取した場合において、仮釈放等を許す処分をしたときは、仮釈放等中の保護観察を実施することとなる保護観察所に対して必要な事項を通知することとされた。被害者等から聴取した意見等は、前記通知を受けた保護観察所が、生活環境の調整の計画や見直し、保護観察の実施計画の作成、特別遵守事項及び生活行動指針の設定等を行うに当たって考慮されるほか、保護観察における指導監督の方法として被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう必要な指示その他の措置をとる場合にも考慮される。さらに、地方更生保護委員会は、被害者等から意見等を聴取した場合に、被害者等の意向に配慮しつつ必要があると認めるときは、加害者を収容している刑事施設又は少年院に対し、当該刑事施設又は少年院における処遇を実施する上で必要な事項を通知する。

## ア 被害者等の範囲

意見等聴取制度を利用できる被害者等の範囲は、仮釈放等審理の対象となっている犯罪等の被害者本人、被害者の法定代理人、被害者が死亡した場合又はその心身に重大な病気やけがなどがある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹である。

## イ 意見等聴取の流れ

仮釈放等審理を行う地方更生保護委員会は、被害者等からの意見等の陳述の申出を受けたときは、その意見等の聴取を行う。意見等の聴取は、地方更生保護委員会の委員が、被害者等の口頭の陳述を聴取するなどして行うほか、地方更生保護委員会が、被害者等から意見等を記載した書面の提出を受けることにより行われる。また、被害者等の負担を考慮し、被害者等の居住地を管轄する保護観察所に来所した被害者等から、オンラインにより口頭の陳述を聴取する場合もある。意見等の聴取の際には、原則、第三者の同席は認められないが、被害者等が親族、弁護士、被害者支援団体の職員等の同席を希望する場合、一定の条件の下でその同席が認められる場合がある。

被害者等が意見等聴取制度を利用できる期間は、仮釈放等審理が行われている期間に限られ、仮釈放等審理の開始前や終了後に行うことはできない。そのため、被害者等通知制度を利用している被害者等に対し、仮釈放等審理の開始に係る事項の通知を行う際に、意見等聴取制度に関する説明文書を同封するなどして、当該制度の周知を図り、被害者等が制度利用の機会を逸しないようにしている。また、被害者等にとってより分かりやすい広報のため、意見等聴取制度に関する動画や制度を利用した被害者等の体験談が法務省ホームページに公開されている。

### (3) 心情等聴取・伝達制度（保護観察所）

心情等聴取・伝達制度は、被害者等の申出に基づき、保護観察所において、被害者等から被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び加害者の生活又は行動に関する意見（以下本節において「心情等」という。）を聴取し、被害者等の希望がある場合は、その内容を保護観察中の加害者に伝達する制度である。心情等聴取・伝達制度により聴取した心情等は、保護観察の実施計画を作成するに当たって考慮されるなど、保護観察を実施する上での指導等において考慮され、心情等の伝達が行われたときには、加害者に対し、伝達を受けた心情等を適切に受容し、反省・悔悟の情を深めるよう指導等が行われる。前記更生保護法の改正により、令和5年12月から、保護観察対象者に伝達する場合に限らず被害者等の心情等を聴取することとされたが、被害者等の希望により、伝達を前提としない心情等の聴取を行った場合にも、聴取した心情等は、保護観察処遇を実施する上での指導等で考慮されている。

#### ア 被害者等の範囲

心情等聴取・伝達制度を利用できる被害者等の範囲は、保護観察に付される理由となった犯罪等の被害者本人、被害者の法定代理人、被害者が死亡した場合又はその心身に重大な病気やけがなどがある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹である。

#### イ 心情等の聴取・伝達の流れ

保護観察所は、被害者等による心情等の聴取の申出を受けたときは、その心情等の聴取を行う。心情等の聴取は、加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地域を管轄する保護観察所において、被害者担当の保護観察官（以下本節において「被害者担当官」という。）が、原則として、被害者等の口頭の陳述を聴取することにより行われる。原則として口頭の陳述を聴取するのは、保護観察所が、被害者等の心情等の趣旨を正確に把握し、随時被害者等に確認しながら文言を確定させるためである。加害者の保護観察を実施している保護観察所が、被害者等の居住地域を管轄する保護観察所に来所した被害者等から、オンラインにより、口頭の陳述を聴取する場合もある。心情等の聴取の際には、原則、第三者の同席は認められないが、被害者等が親族、弁護士、被害者支援団体の職員等の同席を希望する場合、一定の条件の下でその同席が認められる場合がある。被害者担当官は、被害者等から聴取した心情等を記述した書面を作成し、加害者の保護観察処遇を行う保護観察官に交付した上で、保護観察処遇の内容や加害者に伝達するときの対応等について協議する。

保護観察所は、被害者等から、聴取した心情等について伝達の申出があったときは、加害者への伝

達を行う。被害者等から聴取した心情等の伝達は、加害者の保護観察処遇を行う保護観察官が、被害者等の心情等を記述した書面を、加害者の面前で朗読することにより行う。なお、心情等の伝達により加害者が被害者等を逆恨みするおそれがある場合等、保護観察の実施状況等を考慮して相当でないと認めるときは、例外的に聴取した心情等の全部又は一部を伝達しないこともあるが、その場合でも、伝達することが相当でない部分を除いて伝達するなどできる限りの措置を講ずる。

加害者に対し心情等の伝達が行われた後は、加害者に心情等を伝達した時期や伝達した内容のほか、被害者等の希望に応じ、伝達時に加害者が述べたことなどが被害者等に通知される。過去に保護観察中の加害者に心情等聴取・伝達制度を利用した被害者等が、前回とは異なる心情等の伝達を希望する場合や、過去に心情等を伝達した結果等を踏まえて再度加害者に対して心情等の伝達を希望する場合には、心情等聴取・伝達制度を再度利用することもできる。

被害者等が心情等聴取・伝達制度を利用できる期間は、加害者が保護観察を受けている期間に限られ、保護観察の開始前や終了後に行うことはできない。そのため、被害者等通知制度を利用している被害者等に対し、保護観察所が保護観察の開始又は再開に係る事項の通知を行う際に、心情等聴取・伝達制度の説明文書を同封するなどして、当該制度の利用の周知を図り、被害者等が制度利用の機会を逸しないようにしている。また、被害者等にとってより分かりやすい広報のため、心情等聴取・伝達制度に関する動画や制度を利用した被害者等の体験談が法務省ホームページに公開されている。

#### (4) 相談・支援

保護観察所では、被害者等に対して、①相談・紹介等、②問合せへの対応、③被害者等の関与に係る制度の利用の支援を行っている。①相談・紹介等は、電話又は保護観察所への来所により被害者等からの相談を聴き、相談内容に応じて、関係機関等への連絡や相談の補助をするなど、関係機関等が行っている制度やサービスを利用できるよう支援するものである。②問合せへの対応は、被害者等からの問合せに応じて、更生保護における被害者等施策の内容のほか、その他の被害者等支援に関する諸制度の内容等について、説明や情報提供を行うものである。③被害者等の関与に係る制度の利用の支援は、意見等聴取制度又は心情等聴取・伝達制度において、助言・同席・オンラインでの意見等又は心情等の陳述に関する援助等を行うものである。対象となる被害者等の範囲は、被害者本人、被害者の親族、被害者の親族に準ずる者であり、実施期間の終了時期は特に定められていない。

全国の地方更生保護委員会及び保護観察所には、被害者等の来所時の不安を軽減できるよう専用の相談室が設置されているほか、被害者等からの電話相談に迅速かつ適切に対応できるよう犯罪被害者専用電話番号が整備されており、被害者担当官等が対応している。被害者等が保護観察所に来所又は

電話する際の心理的負担に配慮し、令和6年5月からは、法務省ホームページからのメールによる相談受付も開始された。

## 2 更生保護段階における被害者等施策推進のための取組

令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律により更生保護法が改正され、更生保護法上の措置をとるに当たって、被害者等の心情やその置かれている状況等を十分に考慮すべきことが明記されるなど、近年、被害者等の心情等を考慮した保護観察処遇等の実施に向けた所要の改正が行われている。以下では、更生保護における加害者処遇に係る取組について紹介する。

### (1) 保護観察処遇の充実

#### ア 保護観察処遇における近年の改正等

保護観察の実施に当たっては、個々の事案に応じて、しよく罪指導プログラムを始め、被害者等の被害の回復又は軽減に努めることを生活行動指針に定めるなどして、保護観察中の加害者に対して指導を行ってきたところ、前記更生保護法の改正により、令和5年12月から、運用の基準として、同法の規定に基づくあらゆる措置において、被害者等の心情等を十分に考慮すべきことが定められた。この運用の基準は、実際の保護観察処遇等の様々な面において取り入れられている。

前記更生保護法の改正により、保護観察対象者に対する指導監督の方法として、「被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示その他の措置をとること」が加えられ、また、保護観察対象者が遵守すべき一般遵守事項として、「被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況について申告等すること」が加えられた。これを受けて、保護観察所においては、被害者等のある犯罪又は非行をした全ての保護観察対象者について、原則として、被害者等の心情等の理解や、しよく罪の実行に向けた生活行動指針を設定することの可否を検討することとしている。さらに、前記更生保護法の改正により、仮釈放等審理における意見等聴取制度や保護観察における心情等聴取・伝達制度の利用によって被害者等から心情等を聴取しているときは、保護観察の実施計画の作成や特別遵守事項の設定等に際し、その心情等を考慮することとされた（本節1項(2)・(3)参照）。なお、被害者等が矯正段階における心情等聴取・伝達制度を利用している場合、その心情等は保護観察所にも通知されるため、保護観察の実施に当たっては、その心情等も考慮されることとなる。

#### イ しよく罪指導プログラムの改訂

令和3年3月に閣議決定された第4次犯罪被害者等基本計画において、保護観察所が今後講じてい

くべき施策の一つとして、「保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、しよく罪指導を適切に実施する」ことが盛り込まれたほか、2年10月の法制審議会による犯罪者に対する処遇の一層の充実に係る答申においても、被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実に関する事項が盛り込まれた。これらを踏まえ、4年10月から、しよく罪指導プログラムの実施対象を拡大するとともにその内容を充実させた新たなしよく罪指導プログラムを活用した保護観察を実施している。

新たなしよく罪指導プログラムの実施は、保護観察対象者に犯した罪の大きさを認識させ、悔悟の情を深めさせることを通じ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等に対し、その意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的としている。実施対象者について、改訂前は、被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件による保護観察対象者のみであったところ、新たなしよく罪プログラムにおいては、被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者及びその他被害の状況や被害者感情等も踏まえ、しよく罪指導プログラムを実施することが必要と判断された者が加えられた。これらの実施対象者については、しよく罪指導プログラムの受講が生活行動指針として設定される。

しよく罪指導プログラムは、保護観察対象者の保護観察を担当する保護観察官及び保護司によるワークブックを用いた個別指導であり、導入課程と指導の柱である4課程（①自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させるとともに、加害者が負うべき責任について考えさせること、②被害者等の心情や置かれている状況等を理解させること、③被害者等に対する謝罪及び被害弁償に関する対応の状況や考えについて整理させること、④具体的なしよく罪計画を作成させること）で構成されている。

## （2）専門的処遇プログラムの改訂

保護観察所においては、ある種の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対して、指導監督の一環として、その傾向の改善を図るために、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法（自己の認知のクセを認識させて行動パターンの変容を促す心理療法）を理論的基盤とし、体系化された手順による処遇を行う専門的処遇プログラムが実施されている。専門的処遇プログラムについて、被害者に関連する内容等をまとめると次表のとおりである。

○専門的処遇プログラム ※被害者に関するものについて抜粋

名称	指導目標	対象	指導内容（被害者等に関する指導）
性犯罪再犯防止プログラム	性犯罪に当たる行為に結び付くおそれのある認知の偏り及び自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないための具体的な方法を習得させること	性犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者	Dセッション：被害者の実情を理解する（事件により被害者が受けた影響を正しく理解させ、事件につながる認知のクセについて改めて考えさせる。）
暴力防止プログラム	怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促し、再び暴力犯罪をしないための具体的な方法を習得させること	暴力犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者	第1課程：暴力をふるうということ（暴力が被害者にもたらした影響や暴力の責任を理解させる。）
飲酒運転防止プログラム	アルコールが心身及び自動車等の運転に与える影響を理解させるとともに、再び飲酒運転をしないための具体的な方法を習得させること	飲酒運転を反復する傾向を有する者	第1課程：飲酒運転の影響について考える（被害者にもたらした影響について考えさせ、飲酒運転の危険性を理解させる。）

以下、専門的処遇プログラムのうち、性犯罪再犯防止プログラムについて取り上げる。

保護観察所では、平成18年9月から、性犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、「性犯罪者処遇プログラム」を実施してきたところ、法務省矯正局及び保護局は、性犯罪者等に対する専門的処遇の一層の充実を図ることを目的として、法律、医学及び心理学の有識者を構成員とする検討会を開催し、令和2年10月にその結果を「性犯罪者処遇プログラム検討会報告書」として取りまとめた。同検討会においては、矯正施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導等について議論されたところ、同検討会における議論を踏まえ、保護観察所における性犯罪者処遇プログラムが見直された。具体的には、矯正施設において行われている同様のプログラムである「性犯罪再犯防止指導」との一貫性を重視し、矯正施設内及び社会内において、効果的に性犯罪者の再犯防止を期することが重要であることを明示するなどの観点から、その名称が「性犯罪再犯防止プログラム」に改められるとともに、受講者が矯正施設及び保護観察所のプログラムの中で作成する再発防止計画の様式が統一され、コアプログラム終了後のリスク管理と効果的な介入のためのメンテナンスプログラムが新たに導入されるなどその内容等が改められた。性犯罪再犯防止プログラムは、4年4月から運用が開始されている。

性犯罪再犯防止プログラムは、①プログラムの中核となる「コアプログラム」、②コアプログラムの開始前に実施する「導入プログラム」、③アセスメントに基づく定期的な接触等を行いコアプログラムの定着等を図る「メンテナンスプログラム」、④家族に対し家族として必要な知識等を付与する「家族プログラム」から構成される。全5課程からなるコアプログラムでは、保護観察対象者に対して、性犯罪につながりやすい要因について理解させるとともにその対処方法について学ばせ、最後に再発防止計画を作成する。コアプログラムのうち、被害者等に関する指導（Dセッション「被害者の実情を理解する」）では、保護観察対象者に被害者が受けた影響を正しく理解させることにより、事件に

つながる認知のクセを考えさせる機会を与えるとともに、再犯防止に向けた動機付けを高めることを目的として、被害者を題材とした視聴覚教材の視聴や被害者の手記等を読ませて被害者が受けた影響を具体的に考えさせるなどの指導を行っている。コアプログラム終了後も、保護観察対象者と定期的に接触してメンテナンスプログラムを実施し、保護観察対象者の生活実態を把握するとともに、コアプログラムで履修した内容の定着を図り、再犯の兆候を速やかに把握して的確な対応をとる体制が整えられている。

### (3) 生活環境の調整等における配慮

生活環境の調整や仮釈放等審理に当たっては、被害者等からの要望の有無にかかわらず、生活環境の調整の対象となる加害者の矯正施設釈放後の帰住予定地が被害者等の居住地と近接していないかどうか、生活圏が重なっていないかどうかなどについて留意することとされている。矯正施設釈放後の帰住予定地は生活環境の調整の対象者の希望によるものの、その帰住予定地が被害者等の居住地と近接している場合などは、必要に応じ、地方更生保護委員会の保護観察官等が当該対象者に対し、面接等による働き掛けを行うなどし、他の帰住予定地の設定を促すなどの配慮を行っている。

## 3 被害者等に対応する職員の育成

職員を対象とした各種研修においては、被害者に関連する研修が複数実施されているところ、本項においては、更生保護における被害者等施策を担う職員の育成として、被害者担当官、被害者担当保護司等の育成状況について取り上げる。

平成19年12月から、更生保護における被害者等施策の適正な運用を目的として、全国の保護観察所に被害者担当官を配置し、さらに、被害者担当官の事務を補助するため、男女各1名以上の被害者担当の保護司（以下、「被害者担当保護司」という。）を指名することとされている。被害者等の心情等に配慮し、被害者等への対応に当たる職員等は、少なくともその対応に当たる期間中は、保護観察、生活環境の調整等の事件を担当しないこととされている。保護局では、被害者担当官に対して、被害者等が置かれている実情を認識させるとともに、被害者等施策を適切かつ効果的に遂行するために必要な知識、技能等を習得させることを目的とした研修を、また、被害者担当保護司に対して、被害者等への対応や支援の実施に当たり必要な実践的知識の習得及び技能の向上を図ることを目的とした研修を、それぞれ年1回以上実施している。被害者担当官や被害者担当保護司に対する研修では、被害当事者の講話や犯罪被害者支援団体による講義等が行われ、被害者等の心情に十分配慮した施策の運用が実現されるよう配慮されている。

地方更生保護委員会には、被害者担当官や被害者担当保護司は配置されていないが、保護局は、被害者等通知制度及び意見等聴取制度に係る事務を行う保護観察官に対し、前記被害者担当官に対するものと同様の研修を実施している。

## 第5節 関係機関における取組

### 1 法テラス（日本司法支援センター）

本項では、日本司法支援センター（通称「法テラス」。以下本項において「法テラス」という。）における被害者等（犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹）に配慮した各種施策等について、紹介する。

法テラスは、平成16年に成立した総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき18年に設立され、国からの運営費交付金と国選弁護士確保業務等委託費等によって運営されている法人であり、法制度や関係機関・団体の相談窓口等に関する情報提供、民事法律扶助、国選弁護等関連、司法過疎対策、被害者支援及び被災者支援等の業務を行っている。

法テラスの本部は東京に置かれ、地方裁判所本庁所在地に地方事務所（50か所）があるほか、支部（11か所）、出張所（5か所）、地域事務所（37か所）がある。また、法テラスは全国からの問合せに応じるコールセンター（通称「法テラスサポートダイヤル」）を設けており、電話やメールによる情報提供を行っている。法テラス地方事務所等では、常勤の弁護士であるスタッフ弁護士と弁護士ではない職員（以下この項において「一般職員」という。）が勤務しており、前記の業務に従事している。

#### （1）法テラスにおける被害者等に配慮した制度

##### ア 情報提供・弁護士紹介

法テラスは、コールセンター及び各地方事務所等を通じて、被害者等が、その被害に関する刑事手続への適切な関与、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報提供を行うほか、被害者等の支援を行っている機関・団体の支援内容や相談窓口を案内し、また、被害者等の支援について経験や理解のある弁護士（以下「精通弁護士」という。）の紹介等を行っている。

具体的には、被害者等がコールセンターに設置された法テラスの犯罪被害者支援ダイヤルに電話すると、オペレーターが相談窓口を案内したり、利用できる法制度等被害者支援に関する情報を提供するなどし、さらに、状況に応じ、精通弁護士を紹介する。被害者等が法テラスで利用できる制度には、DV等被害者法律相談援助制度、国選被害者参加弁護士制度、被害者参加旅費等支給制度、民事法律扶助制度等がある。

## イ DV等被害者法律相談援助制度

法テラスにおいては、特定侵害行為（①ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）2条1項に規定するつきまとい等、②児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）2条に規定する児童虐待、③配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）1条1項に規定する配偶者からの暴力）については、同行為を現に受けている疑いがあると認められる者を援助するため、同行為による被害の防止に関して必要な法律相談を実施している。この業務は、事案の特殊性から、速やかに弁護士へつないで法律相談を実施することを目指し、相談者の資力にかかわらず、再被害の防止に必要であれば刑事・民事を問わず相談を実施できることなどを特徴としている（ただし、相談者が一定の基準を超える資産を有する場合、法律相談料は相談者の負担となる。）。

こうしたDV等被害者法律相談援助制度の利用を求める者が、電話等により法テラスに問合せを行うと、法テラスは、法律相談を実施する弁護士を選任し、利用者に紹介する。その後、当該弁護士は、利用者との間で法律相談を実施し、法テラスにその結果を報告する。

## ウ 国選被害者参加弁護士制度・被害者参加旅費等支給制度

一定の被害者等は、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができ、このように参加を許可された被害者等は、被害者参加人と呼ばれる。また、裁判所は、被害者参加人が経済的に余裕のない場合であっても弁護士による援助を受けられるようにするため、国選被害者参加弁護士を選定することができる。

法テラスは、こうした国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士と契約を締結した上、被害者参加人が法テラスを経由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定請求をするに当たり、被害者参加人から同弁護士選定請求を受け付け、その意見を聴取し、さらに、被害者参加人の意見を踏まえ、法テラスと契約している弁護士を国選被害者参加弁護士の候補に指名して裁判所に通知する業務を行っている。また、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務も行っている。

被害者参加旅費等支給制度は、国が、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、その旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度であり、法テラスでは、旅費等の算定及び送金業務等を行っている。

## (2) 法テラスにおける被害者等施策推進のための取組

令和6年4月に総合法律支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第19号）が成立し、犯罪被

害者等支援弁護士制度が創設された（8年4月までに施行）。

同制度は、被害者やその家族が、精神的・身体的被害等により、被害直後から必要となる様々な対応を自ら行えず、経済的困窮から、弁護士による援助を受けられない場合があることを踏まえ、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を行うことを趣旨としている。同制度は、故意の犯罪行為により人を死亡させた罪、不同意わいせつの罪及び不同意性交等の罪（いずれも未遂を含む。）等について、被害者やその家族が、必要な費用の支払により、その生活の維持が困難となるおそれがある場合に（資力要件）、法テラスと契約した弁護士等が、刑事手続への適切な関与又は損害・苦痛の回復・軽減を図るために必要な法律相談や法律事務・付随事務を行うものである。刑事手続への関与としては、弁護士による捜査機関に対する被害届の提出、裁判傍聴の付添い等が考えられ、損害・苦痛の回復・軽減としては、加害者との示談交渉や民事の損害賠償請求を行ったり、マスコミ対応を行ったりすることなどが想定される。

### （3）被害者等に対応する職員の育成

#### ア 関係機関・団体との情報交換等

法テラスにおいては、関係機関・団体を通じて被害者等の意見・要望を聴取し、そのニーズを把握している。また、法テラスのスタッフ弁護士や一般職員は、警察のほか地方公共団体の担当部局、医師会、被害者等の援助を行う民間の団体等を構成員として全ての都道府県で設立されている被害者支援連絡協議会や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）9条の趣旨に基づき設置された被害者支援地域ネットワークの中で開催される協議会に参加し、さらに、犯罪被害者週間のイベントへ協力することなどを通じ、被害者等のニーズの把握に努めている。これらに加え、法テラスにおいては、業務改善の参考とするため、被害者等からの意見や被害者支援に関する法制度等について、弁護士会等の関係機関との間で、情報交換を行い、スタッフ弁護士及び一般職員が被害者等に適切に対応できるようにしている。

#### イ 二次被害防止に関する配慮

法テラスでは、児童虐待の被害者対応を適切に行うため、スタッフ弁護士や一般職員を対象とし、外部講師を招き、被虐待児への初期対応技術に関する研修（リフカー研修）を実施している。

また、一般職員は、性犯罪・性暴力被害者及びDV被害者に対する支援を適切に行うため、内閣府主催の「性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」を受講している。

さらに、法テラスの本部・コールセンターへ寄せられた被害者等からの意見等を、本部関係課室、

コールセンター及び地方事務所等の間で共有し、被害者等の心情に配慮した対応を検討している。また、コールセンターと共同で、精通弁護士の紹介に至るケースを基に、地方事務所等勤務の一般職員を対象とした二次被害防止のためのロールプレイ研修を行っている。

これらのほか、法テラス本部は、研修を主催し、被害者支援業務に関する講義を行い、二次被害の防止を含めた被害者対応に関する資料を配布し、注意喚起を行っているほか、スタッフ弁護士や一般職員は、被害者支援関係機関が主催する研修等へ参加している。

## 2 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

本項では、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下「ワンストップ支援センター」という。)における被害者に配慮した各種施策等について、紹介する。

なお、本項の内容は、令和6年版男女共同参画白書、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024(女性版骨太の方針 2024)」、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針(令和5年3月性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議)」によるほか、内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課からの聞き取り調査及び同課からの提供資料等によるものである。

ワンストップ支援センターは、被害直後から、法的支援、心理的支援、医療的支援等の総合的支援を可能な限り1か所で提供することで、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ること、また、それにより警察への届出の促進や被害の潜在化の防止を図ることなどを目的として都道府県等により設置・運営されている。被害者団体及び被害者支援団体等からの要望に基づき、第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月閣議決定)において、ワンストップ支援センターの設置を促進するための施策が複数盛り込まれ、平成30年10月までに、全国47都道府県に最低1か所のセンターの設置が完了している。現在は、第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月閣議決定)及び第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定)を根拠として、内閣府が、都道府県等に対して「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を交付し、その運営を支援している。設置形態としては、①産婦人科をはじめとする医療を提供できる病院内に、支援コーディネート・相談の機能を担う相談センターを置く病院拠点型、②産婦人科医療等を提供できる病院から近い場所に支援コーディネート・相談の機能を担う相談センターを置き、この相談センターを拠点とする相談センター拠点型、③相談センターと産婦人科医療等を提供できる複数の協力病院が連携することにより、ワンストップ支援センターの核となる機能を担っていく相談センター中心連携型の三つの形態があり、現時点で最も多いのは、相談センター中心連携型のセンターである。いずれの設置形態においても、地域の実情を踏まえ、医療的支援が必要な被害者に対し医療機関等に速やかにつながられるような体制が整えられている。

## (1) ワンストップ支援センターにおける被害者等に配慮した制度

以下、ワンストップ支援センターが担う三つの機能について、具体的な支援体制を取り上げる。

### ア 法的支援

法的支援は、性犯罪・性暴力被害者（以下この項において「被害者」という。）が希望する場合に、弁護士相談や弁護士紹介等の支援を行うものである。希望する被害者を、ワンストップ支援センターや地域の弁護士会等と連携している弁護士又は法テラス等を通じて紹介された弁護士へつなぐ役割を担っている。法テラスにおいては、各種被害者支援業務を行っており（法テラスが行っている被害者支援業務の詳細については、本節1項参照。）、被害者が法テラスによる支援を希望した場合には、ワンストップ支援センターは、被害者を法テラスに紹介することができる。内閣府が令和4年度に実施した「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書によれば（以下この項において「支援状況等調査報告書」という。）、法的支援の実施件数は、弁護士への紹介・つなぎのケースが多く、弁護士へつないだ被害者のうち大半のケースで、弁護士による法律相談まで実施されており、被害者の状況や要望に応じてきめ細かな支援を行う体制が整えられている。なお、支援状況等調査報告書によれば、法的支援においては、女性弁護士の不足、被害者支援に精通した弁護士数の地域間格差、被害者による弁護士相談費用の負担の大きさ等が課題として挙げられている。

### イ 心理的支援

心理的支援は、被害者が希望する場合に、精神科の医療やカウンセリングを受けることができるように支援するものである。希望する被害者について、ワンストップ支援センターに配置されている臨床心理士・公認心理師によるカウンセリングを実施したり、協力病院や連携先の精神科・カウンセリング、拠点病院の精神科等へつなぐ役割を担っている。支援状況等調査報告書によれば、ワンストップ支援センターに配置されている臨床心理士や公認心理師によるカウンセリングを実施するケースが多い。

また、内閣府から都道府県等へ交付する「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、ワンストップ支援センターを利用する被害者の精神科での医療費やカウンセリング費用等の一部助成を行う体制も整えられている。なお、支援状況等調査報告書によれば、トラウマケアに対応できる医療機関・医師の不足、被害者の費用負担等が課題として挙げられている。

### ウ 産婦人科等の医療的支援

産婦人科等の医療的支援は、被害者が希望する場合に、産婦人科等の医療につなぎ、緊急避妊薬の

処方、証拠採取、継続的な医療等が適切に実施されるよう支援を行うものである。性犯罪や性暴力の被害者は身体に外傷を受けていることもあり、診察や治療が必要となる場合や、妊娠、性感染症の検査、緊急避妊薬・性感染症治療薬等の処方といった救急医療が行われる場合がある。さらに、性感染症の検査は複数回行われるものが多いこと、心身の負傷状況等によっては継続的な経過観察や治療が必要となること、中絶手術が必要となる場合もあることから、継続的な医療を行う体制も必要となる。また、産婦人科等の医師による証拠採取は被害者の負担軽減を図りつつ、適正な性犯罪捜査を行うという観点から実施されるものである。被害当初は、被害者が警察への届出を躊躇したとしても、後日警察への届出意思を示す場合もあるため、こうした場合に備え、警察やワンストップ支援センター、医療機関が連携し証拠の採取・保管を行うことができる体制の整備が重要とされている。

なお、支援状況等調査報告書によれば、被害者の費用負担や立替払いの問題、被害者が未成年者の場合の保護者の同意取得、急性期対応やトラウマケアも含めて円滑に連携できる医師・医療機関の不足、証拠採取・保管に関する問題等が課題として挙げられている。さらに、被害者が女性とは限らず、子どもや男性が被害者であるケースもあることから、小児科等も含め産婦人科以外の医療機関につなぐ需要が高まっており、医療的支援における新たな課題となっている。

## (2) ワンストップ支援センターにおける被害者等施策推進のための取組

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024（女性版骨太の方針 2024）」及び「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（令和5年3月性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）」等に基づき、内閣府において、ワンストップ支援センターに係る各種施策の充実強化が図られているところ、以下、主な取組について紹介する。

### ア 被害者がワンストップ支援センター等につながるための取組

被害者が速やかにワンストップ支援センターに相談できるよう、内閣府においては、関係機関への更なる周知、多様な被害者に寄り添う相談方法の展開、24時間・365日対応の推進、相談・支援へのアクセスの確保等の取組がなされている。

具体的には、ワンストップ支援センターの更なる周知として、被害者がワンストップ支援センターに速やかにつながることが重要であることについて、医療機関、学校、警察等を含む地域の多様な機関への周知徹底を図っている。

次に、多様な被害者に寄り添う相談方法の展開として、若年層、障害者、男性、外国人を含む多様な相談者が利用しやすいよう、ワンストップ支援センターにおけるメール相談、SNS相談、オンラ

イン面談、手話、外国語通訳の活用等の取組を推進している。また、最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「# 8891 (はやくワンストップ)」を整備し、通話料を無料化している。なお、ワンストップ支援センターに加え、内閣府の事業として、SNS相談「Curetime (キュアタイム)」を実施し、多様な被害者が相談しやすい環境の整備を図っている。

さらに、24時間・365日対応の推進として、都道府県等によるワンストップ支援センターの24時間365日化の取組を進めるとともに、夜間休日の対応が困難なワンストップ支援センター等については、内閣府が設置する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」において対応する体制を整え、全国のどこでも夜間休日を含めて相談ができ、適切な支援が受けられるようにするために必要な施策等を推進している。また、相談・支援へのアクセスの確保として、多くの都道府県において1か所にとどまっているワンストップ支援センターの増設等に係る検討の促進のほか、連携拠点等の整備、関係機関の連携の強化、オンライン面談の活用等による対応等、地域の実情等に応じて、より相談・支援にアクセスしやすい環境を整備する取組を推進することとしている。

前記取組が推進される中、全国のワンストップ支援センターへの相談件数は、集計を始めた令和元年度から令和5年度までの間、年々増加している状況にある。

## イ ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実

### (ア) 地域における関係機関とワンストップ支援センターの連携強化

ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応して、法的支援、心理的支援、医療的支援等の総合的支援を提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、内閣府等において、同センターを地域における被害者支援の中核的な組織と位置付け、各地域の関係機関との連携強化が図られている。主な関係機関として挙げられるのは、警察や医療機関である。警察や犯罪被害者等早期援助団体との連携においては、被害者の希望に応じて、警察への被害申告等に係る支援を実施し、機関同士で被害者支援に必要な情報の提供や意思疎通を図るなどの連携が進められている。また、医療機関との連携においては、中核的病院をはじめとした医療機関や医師との連携について、更なる推進を図っている。

これら機関に加え、子どもの性暴力被害・性的虐待に関しては、保育園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等が、必要に応じてワンストップ支援センターへの支援要請を行い、その専門的知見を活用できるような連携体制の構築が進められている。また、ワンストップ支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、女性相談支援センター・女性相談支援員等とも連携を強化し、機動的な被害者支援の展開を図っている。

さらに、法テラスや弁護士会とも、法的支援の提供に関して連携を図っている（法的支援に関しては、(1)ア参照。）。

### (イ) ワンストップ支援センターの支援体制の整備と対応能力の向上等

内閣府においては、ワンストップ支援センターの運営の安定化と必要な人員の確保等を図るため、性犯罪・性暴力被害者のための交付金等により、都道府県等に対する必要な支援を進めているほか、全国のワンストップ支援センターにおける相談支援の水準の向上等に資するため、支援状況に関する調査等の継続的な実施や、支援員の役割や専門的知見への地域における評価の確立を図る取組等を進めている。令和4年度には、内閣府において、本項(1)ア記載の調査が行われ、調査結果を踏まえた支援体制強化のための新たな施策を検討しているほか、複数年度において、ワンストップ支援センターにおける支援事例についてのアンケート調査、ヒアリング調査等も実施している。これらの調査結果は、支援事例集の形で取りまとめられ、全国のワンストップ支援センターへ展開され、支援ノウハウを共有することによって相談支援の水準の向上が図られている。これまで、障害者や男性に対する支援事例集等が配布された。また、全国のワンストップ支援センター間のネットワークを構築し、関係機関との連携に関する好事例の横展開を行うことで相互の連携や学び合いを促進している。

### (3) 被害者等に対応する職員の育成

被害者等が安心して相談し、必要な支援を受けられる環境を整備するため、内閣府においては、ワンストップ支援センターの相談員、センター長・コーディネーター、行政職員、医療関係者等に対する研修を充実化させ、支援能力の向上を図っている。研修のテーマは、性暴力被害者支援の基本的姿勢・留意点や、SNS相談、医療現場において必要な対応、多様な被害者支援等、必要に応じて設定している。令和5年度には、オンライン研修教材を作成し、支援に必要な基本的知識から子どもや男性の性被害への対応等の新たな課題まで包括的に学習できる内容としているほか、関係法令の改正がされた際には、同改正についての研修を実施し、ワンストップ支援センターの職員等が改正内容について十分把握した上で適切な対応ができる体制を整えている。令和6年度においても引き続きオンライン研修の機会を設けており、性暴力の予防啓発手法等を取得できるような研修等、被害の予防の観点からも職員の能力を育成する体制となっている。また、性的な暴力被害を受けた子どもに対する支援や、障害特性に配慮した支援等、個々の被害者の特性や被害内容等に即した支援の手法や留意点に関する専門家等による研修も取り入れられ、研修の充実化が図られている。